

# 会長・筆頭副会長選挙実施細則

2024年1月31日理事会制定

(趣旨)

**第1条** この細則は、本法人会長・筆頭副会長選挙規則に基づき、会長・筆頭副会長選挙の実施に関する事項を定めるものとする。

(立候補届出書)

**第2条** 会長立候補届出書には次の事項を記載する。

- (1) 候補者の氏名
- (2) 候補者の生年月日
- (3) 候補者の所属機関
- (4) 候補者の所属登録区分
- (5) 候補者の所信 1500字以内
- (6) 候補者の履歴書 800字以内
- (7) 候補者の学会活動など履歴 800字以内
- (8) 候補者の研究活動など履歴 800字以内
- (9) サポートレター3通(代議員3名による。執筆者名記名のこと)

(立候補届出書)

**第3条** 筆頭副会長立候補届出書には次の事項を記載する。

- (1) 候補者の氏名
- (2) 候補者の生年月日
- (3) 候補者の所属機関
- (4) 候補者の所属登録区分
- (5) 候補者の所信 400字以内
- (6) 候補者の履歴書 800字以内
- (7) 候補者の学会活動など履歴 800字以内
- (8) 候補者の研究活動など履歴 800字以内
- (9) サポートレター3通(代議員3名による。執筆者名記名のこと)

(候補者名簿)

**第4条** 会長・筆頭副会長選挙管理委員会は、候補者名簿を作成する。

2 候補者名簿には次の事項を記載する。

- (1) 候補者の氏名

- (2) 候補者の所属機関
- (3) 候補者の所属登録区分
- (4) 候補者の所信
- (5) 候補者の履歴書 800字以内
- (6) 候補者の学会活動など履歴 800字以内
- (7) 候補者の研究活動など履歴 800字以内
- (8) サポートレター200字以内 3通

(投票無効)

第5条 次に掲げる投票は、当該票を無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないものの全票
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したものの当該票
- (3) 所定の人数以上の候補者の氏名を記載したものの全票
- (4) 被投票者を確認できないものの当該表

(順位の決定)

第6条 選挙の結果、得票の多い者から順位を付け、得票同数の場合は、年齢の若い者を上位とする。

2 理事総数の過半数の得票をもって当選とする。